

松崎町立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
松崎町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取り組み、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	3

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

今日の子どもや学校を取り巻く環境は、GIGAスクール構想の進展や生成AIの台頭などの高度情報化、少子化による児童生徒数の減少、災害に備えた防災教育の推進など、より複雑化・多様化しています。また、いじめや不登校、部活動の地域展開、特別支援教育の多様なニーズなど様々な課題があり、教育職員に求められる業務は、質が変化し、量も増大しています。その結果、教育職員の心身の負担の増加や子どもと向き合う時間の減少、教育活動の質の低下、教職そのものへの魅力の低下などが懸念されています。

このため、これまで学校が果たしてきた役割を踏まえつつ、教育職員のウェルビーイングを追求し、業務の削減・精選を図るとともに、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間を確保できるよう環境を整備するなど、これまで以上に学校における働き方改革を加速度的に進めていく必要があることから、松崎町で働く教育職員の時間外在校等時間、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を推進します。

(2) 松崎町立小中学校の現状

松崎町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として「松崎町立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則（令和5年4月）」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	一人あたり平均	月 45 時間以下	月 45 時間以上	月 80 時間以上
小学校	月 50.0 時間	36.1 %	48.6 %	15.3 %
中学校	月 34.9 時間	67.2 %	30.6 %	2.2 %

○時間外在校等時間が月平均45時間を超える教職員の割合は、小学校で約64%、中学校で約33%と多くなっています。小学校においては全教育職員の平均時間外在校等時間が45時間を超えており、時間外在校等時間の縮減に向けた更なる取り組みが求められる状況となっています。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定します。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1カ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を20日以上にする。【19.3日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。【10.7%】

【カッコ内は令和6年度数値】

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度（3カ年）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町においては、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金について、徴収業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・不当あるいは悪質な苦情等、法的な相談が必要になった場合は、本町の顧問弁護士に教育職員等から相談できる体制を整備し、その対応にあたることとする。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○部活動

- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置を進める。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習支援員・スクールサポートスタッフを配置する。
- ・I C T等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校は、下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・目的が形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直したり、授業以外の業務時間を縮小したり、放課後の執務時間の確保したりなど、年間計画や日課表の改善を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会および総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、各学校で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、各学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校への本計画の周知を行うと共に、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うと共に、具体の項目について協力を得られるように取り組む。